

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の考え方

	意見	区の考え方
1	条例制定そのものに対する意見	
1	<p>【賛成する意見】 手話を学ぶ人も増え、メディアなどを通じて、手話の認知度は一般に広がりを見せているが、まだまだ聴覚障がいを理解していないため、手話そのものの大切さを認識していない人は多いと思っている。手話言語条例の制定により、多くの区民の方に手話の意義を知ってもらいたい。 (同様37件)</p>	<p>条例を制定することにより、手話を言語として明確に定義し、手話や聴覚障がい者への理解促進を図ります。条例の周知と併せて、手話の意義や手話等を活用した差別解消法上の合理的配慮についても周知してまいります。</p>
2	<p>【賛成する意見】 手話言語条例制定に向けて、板橋区の取り組みを喜ばしく思っている。全国の各自治体に誇れる優れた条例が制定されることを期待している。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。</p>
3	<p>【賛成する意見】 手話言語条例については、できるだけ早い施行を目指して欲しいが、きちんと内容充実を優先してほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。</p>
4	<p>【反対する意見】 手話は言語であり文化だと考えている。広く区民に知ってもらう方法は、広報、教育、地域活動その他多数あり、手話を利用される方々や社会福祉協議会、手話サークル等により、これまで成されて来たと思う。こうしたこれまでの活動の繋がりを丁寧に紡ぐことで達成し得ると考える。共に考えあい学びあうことからこれらの更なる推進は出来るし、その力が板橋にはあると信じているので、条例制定は不要である。</p>	<p>条例では手話を言語と定義することで、聴覚障がい者が社会参画できる地域社会づくりを目指しています。条例制定により、これまでの地域活動がより盛んになると考えています。</p>
2	条例の制定手続き等に関する意見	
5	<p>障がい者に関する本条例を制定するにあたっては、地域自立支援協議会の中で、その必要性や内容を議論すべきだと思う。条例の効果を確認するためにも、協議会で、他の障がい関係者も含めた議論をして、内容をより実効性のあるものにした上で、再度区民に理解を求めて制定するべきである。</p>	<p>地域自立支援協議会には、適宜、報告をしていく予定です。区では障がい者差別解消法への取り組みや障がい者理解促進に取り組んでおります。ご意見を今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の方

	意見	区の方
6	<p>本来であれば、一般的にまず、国において全国統一的内容を法律で規定し、その上で、各地方においてその地域特性に合わせた独自の規定を付加したり、委任したりするために条例を制定するものだと考えている。ところが、手話言語に関しては、条例を制定しようとしても、現時点ではその母体となる法律が未整備であるため、現状の条例案の規定のみでその目的を達成するのが難しいのではないかと考える。そこで、現在、検討中の条例案で、現状の法律案の内容を暫定的に規定し、この条例に手話言語法の機能の一部を合わせ持たせることを提案したい。将来、法が施行した時点で、当条例の該当部分はその役割を終えたものとして削除すれば良いと考えている。</p>	<p>手話言語法の法律案は制定されていませんので、本条例に暫定的な規定をすることは難しいと考えています。ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定を検討してまいります。別途法律が施行された場合には、条例内容について見直しを行うこともあります。</p>
7	<p>条例の元となる国際条約に「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」とあるので、前提として障がいのある方に対する情報保障を謳い、その中で手話を言語として扱うという構成にするのを提案する。「情報保障」については、大切な考えなので広く知らしめる必要があると思う。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。なお情報保障の周知等については、ご意見を参考に、施策を進めてまいります。</p>
8	<p>なぜ手話だけ注目するのか、唐突感を覚える。そのような手話になじみのない層や、手話以外の手段を必要としている方にも理解を得る必要があるので条例施行の際には、わかりやすく広めてほしいと考えている。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。条例内容等の理解促進についてはご意見を参考に、施策を進めてまいります。</p>
9	<p>条例を作るのなら、手話に関してだけでなく、あらゆる障がい者に対して、社会活動に等しく参加できる環境を構築する為の、「(仮称)板橋区障がい者共生社会推進条例」のような、深い内容で条例を作ってもらいたい。</p>	<p>今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
<p>3 条例内容等の表記に関する意見</p>		
10	<p>前文の部分で手話の歴史や言語としての手話の特徴、ろう者と手話のかかわりなどを明記してほしい。また聴覚障がい者のために、基本理念において手話により意思を伝え合う権利の尊重と、情報を共有する権利を有することを明記してほしい。事業者の責務においては、区に所在する施設・店舗・企業等は、手話の理解を深め、区が推進する施策に協力することと併せて、働きやすい環境の整備という条文をいれてほしい。施策の推進方針の策定については「必要な措置を講ずるものとする」という表現を入れてほしい。</p>	<p>条例の前文に手話の歴史や言語としての特徴、ろう者と手話のかかわりを明記することは、前文表記の内容から難しいと考えています。その他の部分につきましては、ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。なお、条文規定が難しい上記内容についても、その趣旨を踏まえ、区内事業者等に対する理解促進等や、差別解消法の対応と併せて今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の考え方

	意見	区の考え方
11	<p>「手話の支援者養成に関する事項」という記載については何を指しているのか分かりづらいので、もっと適当な文言を検討してほしい。「手話は言語である」とことについては、とくにわかりづらいと思う。すべての情報に手話(手話通訳)をつけるのも限界があるので、“可能な限り”情報発信の方法に「手話」を入れるのが合理的配慮になると考える。手話が言語であるということの周知を充分にしてほしい。</p>	<p>ご意見にある条例案の概要中の「手話の支援者養成に関する事項」については、ご意見の趣旨を踏まえ、適切な文言による条文づくりを検討してまいります。また、合理的配慮の考え方については条例制定の参考にさせていただきます。</p>
12	<p>医療機関では聴覚障がいに対する理解が不十分なスタッフ・医師もいるため、医療行為に不安を覚えることがある。医療機関への手話通訳派遣は多いので、医療関係者がきちんと手話や聴覚障がい者について理解するための条文を作成してほしい。学校で学ぶ聴覚障がい児のために、きちんとサポートを受けながら学べる環境を整備するとともに、教師や周囲の友達が聴覚障がい児のことを理解啓発ができるような条文を入れてほしい。「情報の共有」の大切さを理解し、行動に移すことができるような災害時の手話による支援の条文も入れてほしい。 (学校に関して同様71件) (医療機関に関して同様71件) (災害に関して同様58件)</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。具体的な施策については、障がい者差別解消法の合理的配慮の趣旨も踏まえて検討してまいります。</p>
13	<p>次の条文の表記を希望する。</p> <p>1 教育に関する事項 聴覚障がい児は、その障がいに基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、手話で教育を受ける機会が保障されること。そのために、乳幼児期からの手話の教育環境が整備されるとともに、手話の技能を有する教職員又は手話通訳者が必要に応じて配置され、学校においては、手話を学ぶ機会が提供されること。</p> <p>2 通信に関する事項 聴覚障がい者は、手話を用いて直接的な通信による情報提供及び手話通訳者を介した間接的な通信による情報提供を受ける機会が保障されること。また、事業者は、手話で通信による情報提供が受けられるよう、情報を的確に受信できる環境を整備すること。</p> <p>3 公共施設等に関する事項 公共事業者が提供する行政サービス等の利用促進及び区民に対する情報を提供するにあたり、日本語のほか手話が使用されること。また、手話通訳者を介することにより、障がいのない者と同等に情報が提供され、あらゆる行政手続きにおいて、手話の使用が選択できること。</p>	<p>条例は各自治体において定めるものであり、その自治体内において効力を有することが原則であることから、条例化する対象については、ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。</p>

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の考え方

	意見	区の考え方
13	<p>4 政治参加に関する事項 聴覚障がい者は、手話を用いて国政又は地方自治に関する選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができるほか、自らが政治に参加するため、手話を選択し使用する機会が保障されること。また、政治に関するあらゆる情報が、聴覚障がい者に手話で提供されること。</p> <p>5 司法手続に関する事項 聴覚障がい者が手話を選択して司法関係手続に参加することを知り得た場合は、直ちに手話通訳者が配置されること。また、聴覚障がい者が手話による映像翻訳の提供を希望した場合は、それが提供されること。</p> <p>6 労働及び雇用に関する事項 聴覚障がい者は、その障がいに基づく差別を受けることなく、等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で手話を使用する機会が保障されること。また、聴覚障がい者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援が行われ、事業者は、手話通訳者の配置に努めること。</p> <p>7 民間施設等に関する事項 聴覚障がい者は、その障がいに基づく差別を受けることなく、保健及び医療分野を含む民間施設等あらゆる場面において手話を使用する機会が保障されること。特に、情報の取得及び自己決定の機会が等しく保障されること。さらに、商業の分野においては、事業者は、消費者としての聴覚障がい者の権利を保障するため、適切な手話による情報の提供ができる環境の整備に努めること。</p> <p>8 放送に関する事項 民間放送機関は、聴覚障がい者が障がいに基づく差別を受けることなく、障がいのない者と等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において手話による提供を行うよう努めること。また、手話番組及び手話付き番組の開発に努めること。</p> <p>9 文化及びスポーツに関する事項 手話による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じること。</p> <p>10 手話通訳制度に関する事項 聴覚障がい者は、社会参加をするにあたり、手話通訳者を利用料の負担をすることなく利用する機会が保障されること。各施設又は事業所には、期限の定めなく雇用された手話通訳者が配置されること又は雇用により配置することが困難な場合は、障害者総合支援法で定められた地域生活支援事業において登録された手話通訳者の派遣により配置されること。</p>	

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の考え方

	意見	区の考え方
14	障害者差別解消法・都障害者差別解消条例が施行され、手話通訳の需要が非常に増加している。手話通訳者の養成、設置、派遣それぞれの事業の拡充が必要ではないかと考えている。その他様々な取り組みの際の財政上の根拠となる条文を入れてほしい。(同様32件)	個別の施策それぞれについて条例で財政上の根拠を定めることは困難です。ご意見の趣旨を踏まえ施策の実現については検討してまいります。具体的な施策等については、障がい者差別解消法の合理的配慮の趣旨も踏まえて検討してまいります。
15	施策推進のため、計画体系を確立する条文を規定して着実な推進をしてほしい。具体的な推進には、区、区民、事業者の責務、実行の確認及び処置・対策の実施要領等を計画化して進めることが必要と考えている。また、方針の策定・改定時に区民の意見を反映するための必要な措置は必要不可欠と思う。	ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。
16	「通訳者の処遇改善」については、「通訳者の身分保障等の処遇改善」にして条文化してほしい。学校における理解促進に関しては、「小学校及び中学校での手話学習を必要とする」にしてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。なお処遇改善等は今後の取り組みの参考とさせていただきます。
17	聴覚障がいのある学生が同等に教育を受けることができるよう、手話通訳やPC通訳等による情報保障等の環境整備にかかわることを入れてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。なお情報保障の環境整備は今後の取り組みの参考にさせていただきます。
18	区の手話講習会は歴史もあり、手話通訳者の活動も他区よりはるかに多いと聞いている。”手話言語条例”の制定は、多くのろう者や手話関係者にとって永年の夢であり、大きな期待を寄せている。”手話制定後に具体案をまとめ速やかに実行します”という条文を明文化してほしい。	条文に入れることは困難ですが、具体的な施策をすみやかに実行できるよう、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
4 条例制定による施策に関する意見		
(下記の意見は本条例の制定には直接関係しませんが、関連する施策に関する意見として受け止めます)		
19	急に手話のできる人が増えたり、手話通訳者がたくさん生まれたりするのではないと思うし、継続した施策が必要であろう。そのためきちんと予算を確保し、手話による支援が継続的に行われるように必要な措置を続けられるようにしてほしい。(同様32件)	個別の施策それぞれについて条例で財政上の根拠を定めることは困難です。ご意見の趣旨は、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
20	手話通訳者が、手話通訳で生計がたつように身分保障してほしい。今の状況では、十分な手話通訳者人数の確保が難しく、また質の高い通訳の提供が難しいと考えている。企業にも、手話通訳を専任で雇用することを義務化してほしい。筆談では十分なコミュニケーションがとれず、誤解により発生する業務トラブルや、コミュニケーションを避けるために業務分担がなされないなど、様々な弊害が発生している。(同様75件)	手話通訳者の身分保障に関しては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の考え方

	意見	区の考え方
21	学校での手話の学習等、聴覚障がい児への支援を検討してほしい。(同様28件)	今後の施策に対する参考とさせていただきます。なお、関係団体等へご意見の趣旨をお伝えしていきます。
22	条例案の概要では理念的なので、具体性が欠けているのではないかと思う。手話の出来る区民をいかに増やすかという取組の具体策を載せてほしい。(同様3件)	取組みの具体策を条文にするのは困難ですが、ご意見の趣旨は、今後の取組みの参考とさせていただきます。
23	盲ろう者はコミュニケーションだけではなく、情報の確保も重要と考えている。通所等するときは、施設内の情報確保のためにも、最初から最後まで手話・介助員の同行を認めてほしい。例えば、「盲ろう者の通訳介助制度」のような区として独自の盲ろう者の支援施策をしてほしい。(同様43件)	盲ろう者への支援については、ご意見を参考に施策を進めてまいります。
24	条例制定とともに、区民の手話に対する理解を広げられるような広報活動をしっかりと継続的に行い、手話を使い易い環境を整備したり、区内の事業者に対して手話への理解を深めさせ、受け入れ体制の拡大を図ること、また、聴覚障がい者に寄り添う手話通訳者の育成(学校教育含め)に一層努め、配置と処遇を充実させることが行政の責務になると思う。区民の納得性を持って教育・医療現場での支援活動を充実させ、生活基盤の安定化を図り、区外からの来訪者に対しても優しい区であって欲しいと思う。	今後の取組みの参考とさせていただきます。
25	子どもたちに、手話に関心を持つ機会を増やしてほしい。一人でも多く手話になれ、手話を使う人が社会の中で、自立した日常生活を営めるような地域社会の実現に向けて環境を整備すべきだと思う。(同様6件)	今後の取組みの参考とさせていただきます。なお、条例周知の中で、子どもたちへの理解促進を進めてまいります。
5 そのほかの意見		
26	区には手話通訳者がいますが、その他公的な機関、図書館や体育館、保育所・幼稚園や学校でも、手話でコミュニケーションができれば聞こえない人たちのストレスも減ると思う。長時間の場合は、手話通訳派遣を頼んでいるが、ちょっとした予約とか問い合わせにわざわざ派遣を頼むのは時間も費用ももったいない。タブレット一つ置いて、区役所の手話通訳者とつなげるようにすれば、テレビ電話の要領で話ができると思う。	今後の取組みの参考とさせていただきます。

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の考え方

	意見	区の考え方
27	区民事務所にも手話通訳者の配置を希望する。聴覚障がい高齢者にとって、直接身近な区民事務所に行くケースが多いので、その場合に対応できる手話通訳者の配置を必要としている。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。差別解消法上の合理的配慮として対応を図ってまいります。
28	手話通訳として活動している。聴覚障がい者の方からよく聞くのは、医療機関に設置通訳を置いて欲しいとのことである。急病または、夜間、休日に医療機関に行ったときに、すぐに手話通訳していただけることは、聴覚障がい者の安心につながると思う。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。医療機関の対応については差別解消法上の合理的配慮として周知及び理解促進を図ってまいります。
29	手話を学んでいますが、理解が浸透していない地域に多くの課題を覚える。医療機関、銀行等安心して行ける様にしてほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。医療機関・銀行等については、差別解消法上の合理的配慮として周知及び理解促進を図ってまいります。
30	区で主催する手話講座の受講料は無料であるが、テキスト代は実費となっている。テキスト代も区で補助してほしい。また、手話講習会の期間も伸ばしてほしい。さらに区内にある管理人が常駐するマンションの管理人室には、筆談ボードとその旨のアナウンスを常備するよう働きかけしてほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。なお民間マンションに対しては、差別解消法上の合理的配慮として周知及び理解促進を図ってまいります。
31	最近、映画の公開が近くなるとHPで「バリアフリー」表記がされている。バリアフリー上映は、字幕メガネがあるとメガネに字幕が映るようになっていく。その字幕メガネを区内映画館で用意するよう働きかけてほしい。また、近年の災害の多さから、こうした生活の安全安心に係る気象庁などの記者会見の時には手話通訳を配置してほしい。あるいは、聴覚障がい者対応のスーパーテロップみたいなものを開発してほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。なお、ご意見にある対応方法も含め、差別解消法上の合理的配慮として周知及び理解促進を図ってまいります。
32	区内すべての福祉事務所に、毎日、手話相談員を配置してほしい。区内の福祉事務所で毎日いるところといないところがあるので改善してほしい。(同様5件)	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
33	手話が普及され手話のできる人達を多く育成していく環境を整備したり、予算化していくことも大切になると思う。そうなれば区は、今よりも、より生活のしやすい住みやすい地域になると思う。「板橋区は福祉に対して優しい」をより充実したものにしていくチャンスである。まず一歩を進めなければ、何事もスタートできない。いち区民として自助努力はするが、まずは一歩を区で率先して進め、全国の見本になるくらいの気持ちで頑張してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。なお環境整備や予算化については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の考え方

	意見	区の考え方
34	<p>医療機関・医療従事者や介護施設職員は、手話で説明できるようになってほしい。又、手話のボランティアなどをお願いと思う。手話ができる職員がいるときは貼り紙で知らせてほしい。また、聴覚障がいの方が見てすぐわかるよう、通訳者でなくても、手話に理解がある人の目印に、手話サポーターリングやバッジのようなものを普及させて欲しい。 (同様3件)</p>	<p>今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
35	<p>区の職員に手話を覚えられる環境の整備と、予算化などを検討してほしい。職員に対する「手話研修」の講座も充実させてほしい。</p>	<p>今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
36	<p>区外の著名な医師の受診を受け、手術を受けたいと申し出た際に、きちんと紹介状があったにも関わらず、診察の結果、当院では手術出来ないといわれた。理由を聞くと、術中・入院中の夜中には聞こえない方への対応が出来ないからという説明だった。患者が障がいによって聞こえないことを理由に、医療機関が入院・手術の拒否などしないように、区として関係機関に周知・意識啓発してほしい。</p>	<p>今後の取り組みの参考とさせていただきます。医療機関等についても差別解消法上の合理的配慮として周知及び理解促進を図ってまいります。</p>
37	<p>手話通訳の拡大を「広報いたばし」だけではなく、「高島平新聞」「ばど」「回覧板」「地域の掲示板」と多くのツールにより周知をしてほしい。筆談だけでは通じにくかったり、伝えたいことが十分に伝えられなかったりと、聴覚障がい者だけでなく健聴者も困ることがあるので、手話通訳(遠隔手話通訳)を設置することでコミュニケーションを図れるようにしてほしい。また、板橋区用の「電話リレーサービス」の独自アプリを入れてほしい。さらに、聴覚障がい者の日本語に対する苦手意識を取り除くためや、手話を読み取る手話通訳者の負担を減らすために、日本語講習会の開催について検討してほしい。(同様3件)</p>	<p>今後の取り組みに対する参考とさせていただきます。</p>
38	<p>バス車内に取り付けられた電光掲示板が、車内にひとつしかないと混雑しているときに見ることが困難なので、複数つけてほしい。</p>	<p>今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
39	<p>耳の不自由な人がみな、完璧に手話ができるとは限らない。通訳する方の中にはとても手話が早く、読み取れないことがある。「伝わっていますか」を念頭に、通訳に努めるよう意識啓発してほしい。また、手話に加えて筆談やタブレット端末、音声認識アプリなどによっても、耳の不自由な方の情報保障に努めてほしい。手話よりも筆談やタブレット端末、音声認識アプリを用いた方が、意思疎通しやすいこともあると思う。</p>	<p>今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の考え方

	意見	区の考え方
40	日中は当事者が手話通訳者を手配できるが、夜間・緊急の場合の対応はどうなっているのか不安である。24時間手話通訳を依頼できるような体制を整えてほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
41	聴覚障がい者の場合、手話だけでなく口の動きを見てコミュニケーションされるので、通訳者はマスクをつけたままではいけない。インフルエンザ等感染症の患者でもマスクなしで通訳を行うが、万が一感染したとしても何の保障もないのが現状である。更なる手話通訳者の身分保障を検討してほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
42	聴覚障がい者の”福祉作業所”のようなものを設けてほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
43	自然災害だけでなく、火事とかの人為災害を知らせることのできる情報提供のためのシステム開発を推進してほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
44	区内の小中学校の総合の授業や、国語の授業の中で年に数回からでも手話を学ぶ時間を入れてほしい。幼少期からの理解がどの障がいに対してもボーダーレスな社会づくりにつながると思う。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
45	聴覚障がい者の入院している精神科の医療機関、入所している高齢者施設には、手話のできるSWが配置されることが望ましい。最低限、1回/週のペースでの巡回と緊急時の対応が欲しい。また、区内の総合病院のような大きな医療機関には常時手話通訳者を配置するよう区から補助をしてほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。精神科の医療機関や高齢者施設等については、差別解消法上の合理的配慮として周知及び理解促進を図ってまいります。
46	交通機関にも手話通訳又は手話のできる職員が欲しい。	ご意見については関係団体等へ趣旨をお伝えしていきます。
47	学校においては、クラブ活動で手話の学習の環境づくりをしてほしい。第2外国語として「手話の学習」を講義に取り入れている大学もあるときいている。区内にある大学・短大に「手話の学習」を講義として取り入れてもらえるよう働きかけてほしい。また、区の施策である「グリーンカレッジ」や「ふれあい館」等で手話の学習の機会を設けてほしい。これは、高齢者に学習の場を設けることにより、手話の普及の担い手になる共に、手話を通して社会参加の喜びを感じられる環境づくりになると思う。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。なおご意見の趣旨については関係団体等へ趣旨をお伝えしていきます。

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の考え方

	意見	区の考え方
48	区の手話講習会の通訳養成コース修了者で、区登録手話通訳者への希望が実現しない人が多くいると思う。そのような人たちが活躍できる場を検討すれば、手話を普及する環境づくりの一助にもなると思う。医療・介護にたずさわる人たちへ手話講習会等への参加を今よりも勧奨してほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。なおご意見の趣旨については関係団体等へ趣旨をお伝えしていきます。
49	災害で情報がなく取り残されてしまう虞があるのが聴覚障がい児である。緊急時に手話通訳派遣できる体制をさらに強化してほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
50	盲ろう者は聞こえない、見えないだけで脳に障がいがあるわけではないので、生活支援だけではなく、働く環境を増やすべきである。また、前向きな方が多く、人々とコミュニケーションを取りたい人も大勢いる。もっと社会生活にどんどん参加できるようにしてほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
51	手話のレベルアップを目指せる機会を増やしてほしい。そして登録手話通訳者の選考試験合格率を高め、手話通訳者を増やしてほしい。手話通訳者は、高度な技術を身につけているにもかかわらず、その対価は安いように思うので、もう少し専門職としての評価をすべきだと思う。また、手話通訳者予備軍を設けるなどして、集中的に手話の指導を行い、ボランティアとして手話通訳の活動に参加できるようにしてほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
52	医療機関の外来は、前もって通訳者を依頼し派遣を使えるが、急病の場合や休日・夜間などの場合では、対応ができていない。急な場合、通訳者が同行できなくても、医療スタッフに聴覚障がい者への理解があれば、情報保障も含め安心して受診ができると思う。また、翌日以降の対応で、通訳派遣へと繋げることも可能である。入院時も入退院時の手続きや、医師の説明時などの手話通訳の派遣は可能であるが、入院中ずっと手話通訳者が同行することはできない。こうした医療機関における情報保障なども含めて、安心して療養できる環境整備をしてほしい。	医療機関等については、差別解消法上の合理的配慮として周知及び理解促進を図ってまいります。
53	「中途失聴者」のための手話講習会も開催してほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。

(仮称)板橋区手話言語条例の条例案の概要に対するパブリックコメント・提案と区の考え方

	意見	区の考え方
54	聴覚障がい児が特別支援校ではなく、普通校に通えるように手話のできる教員をさらに増やしてほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
55	広報いたばしに、毎回、手話に関するコーナーを掲載しながら、「手話」への関心を高めてほしい。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
56	盲ろう者やろう者は外見ではわからない。健聴者とろう者がお互いを知り合える社会を築いてほしい。	条例の目的では、地域における手話の使いやすい環境を構築することで心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指していきたいと考えています。ご意見の趣旨を踏まえ地域づくりに向けて理解啓発を進めていきたいと考えています。
57	手話ができる医師が勤務している医療機関について、聴覚障がいのある方が入院した際、ちょっとした相談の時や急な体調変化の時など、その医師を通じて伝えることができ、とても心強かったと聞いたことがある。この医師のように志を高く持ち、聴覚障がい者への理解を深めていくことは、障がいの壁をなくし、全ての区民が平等で住みやすい地域を作るためにとても重要だと思う。特に医療関係者の方々では、すぐに対応できる体制作りが必要だと感じている。	条例制定により、区民の手話への理解促進を目指していきたいと考えています。医療関係者をはじめとする事業者等に対しても理解啓発を進めていきたいと考えています。